

○農務省、厚生労働省、
 環境省、経済産業省、告示第三号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一條第二項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一條第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大藏省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十日

財務大臣 麻生 太郎
 厚生労働大臣 塩崎 恭久
 農林水産大臣 山本 有二
 経済産業大臣 世耕 弘成
 環境大臣 山本 公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一條第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率（平成八年十二月大藏省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第三号）（抄）

改正後				改正前			
特定分別基準適合物	比率	(略)	規則第四條第四号に規定する分別基準適合物	特定分別基準適合物	比率	(略)	規則第四條第四号に規定する分別基準適合物
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
規則第四條第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九三・四六	(略)	規則第四條第六号に規定する分別基準適合物	規則第四條第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九四・一三	(略)	規則第四條第六号に規定する分別基準適合物